

P WM日本証券株式会社の取引約款・規定集 新旧対照表

2023 年 12 月

2024 年 1 月 1 日を効力発生日として、取引約款・規定集を改定いたします。

(下線部分が改定箇所となります。)

(新)	(旧)
勧誘方針	
<u>(削除)</u>	<p>附則</p> <p style="text-align: center;"><u>この勧誘方針の規定は、2023 年 1 月 10 日から 施工するものとします。</u></p>
個人情報保護方針	
個人情報保護宣言	個人情報保護宣言
<p>2 利用目的</p> <p>弊社は、<u>お客様</u>の同意を得た場合及び法令等に定める場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内でのみ<u>お客様</u>の個人情報等を取り扱います。個人番号については、法令で定められた範囲内でのみ取り扱います。</p> <p>なお、利用目的については、「個人情報等の利用目的について」に記載のとおりです。</p> <p>6 第三者への開示・提供</p> <p>弊社は、第三者への個人情報等の開示・提供は、法令に定める場合を除き、<u>お客様</u>の同意を得ずに行いません。</p> <p>7 開示等ご請求手続き</p> <p>弊社は、お客様に係る保有個人データに関して、お客様から開示・訂正・利用停止等のお申し出があった場合には、ご本人であることを確認させていただき、適切かつ迅速な回答に努めてまいります。</p> <p>なお、個人番号の保有の有無について開示のお</p>	<p>2 利用目的</p> <p>弊社は、<u>ご本人</u>の同意を得た場合及び法令等に定める場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報等を取り扱います。個人番号については、法令で定められた範囲内でのみ取り扱います。</p> <p>なお、利用目的については、「個人情報等の利用目的について」に記載のとおりです。</p> <p>6 第三者への開示・提供</p> <p>弊社は、第三者への個人情報等の開示・提供は、法令に定める場合を除き、<u>ご本人</u>の同意を得ずに行いません。</p> <p>7 開示等ご請求手続き</p> <p>弊社は、お客様に係る保有個人データに関して、お客様から開示・訂正・利用停止等のお申し出があった場合には、<u>ご本人様</u>であることを確認させていただき、適切かつ迅速な回答に努めてまいります。</p> <p>なお、個人番号の保有の有無について開示のお</p>

(新)	(旧)
<p>申し出があった場合には、個人番号の保有の有無について回答いたします。</p> <p>また、窓口を設置し個人情報等の取扱いに関するご意見・お問合せを承ります。</p>	<p>申し出があった場合には、個人番号の保有の有無について回答いたします。</p> <p>また、窓口を設置し個人情報等の取扱いに関するご意見・お問合せを承ります。</p>
個人情報等の利用目的について	
<p>弊社は、以下に掲げる事業内容と利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報等を取り扱います。この利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報等を取り扱うことはしません。また、弊社は、この利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて個人情報等の利用目的を変更しません。合理的と認められる範囲内で利用目的を変更した場合は、変更された利用目的についてお客様に通知し、又は公表します。</p> <p style="text-align: center;">＜事業内容＞ (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">＜利用目的＞ (現行どおり)</p> <p>1～13</p> <p>14 <u>他の事業者等から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため</u></p> <p>15 前各号の個人情報等の利用目的に関わらず、個人番号は、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務・顧客情報登録事務」及び「金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務」に限り利用するため</p>	<p>弊社は、以下に掲げる事業内容と利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報等を取り扱います。この利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報等を取り扱うことはしません。また、弊社は、この利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて個人情報等の利用目的を変更しません。合理的と認められる範囲内で利用目的を変更した場合は、変更された利用目的についてご本人に通知し、又は公表します。</p> <p style="text-align: center;">＜事業内容＞ (省略)</p> <p style="text-align: center;">＜利用目的＞ (省略)</p> <p>1～13</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>14 前各号の個人情報等の利用目的に関わらず、個人番号は、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務・顧客情報登録事務」及び「金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務」に限り利用するため</p>
個人情報に関するお問合せ・ご相談	
<p>個人情報等の取扱いに関するお問合せ及び苦情等の窓口</p>	<p>個人情報等の取扱いに関するお問合せ及び苦情等の窓口</p>

(新)	(旧)
<p><認定個人情報保護団体></p> <p>弊社は、個人情報保護委員会の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会会員です。同協会の個人情報相談室では、協会員の個人情報、<u>仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い</u>についての苦情・相談をお受けしております。</p> <p>苦情・相談窓口 日本証券業協会 個人情報相談室 電話 03-6665-6784 (https://www.jsda.or.jp/) 受付時間：平日 9:00 ～ 17:00 (除く土日祝日、年末年始)</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>	<p><認定個人情報保護団体></p> <p>弊社は、個人情報保護委員会の認定を受けた認定個人情報保護団体である日本証券業協会の協会会員です。同協会の個人情報相談室では、協会員の個人情報の取扱いについての苦情・相談をお受けしております。</p> <p>苦情・相談窓口 日本証券業協会 個人情報相談室 電話 03-6665-6784 (https://www.jsda.or.jp/) 受付時間：平日 9:00 ～ 17:00 (除く土日祝日、年末年始)</p> <p>附則 <u>この個人情報保護方針の規定は、2023年1月10日から施行するものとします。</u></p>
お取引等に関するお問合せ・ご相談	
<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>	<p>附則 <u>このお取引等に関するお問合せ・ご相談の規定は、2023年1月10日から施行するものとします。</u></p>
非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款	
<p>第1条 (約款の趣旨)</p> <p>1 この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、PWM日本証券株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座について、租税特別措置法</p>	<p>第1条 (約款の趣旨)</p> <p>1 この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、PWM日本証券株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座について、租税特別措置法</p>

(新)	(旧)
<p>第 37 条の 14 第 5 項第 2 号、<u>第 4 号及び第 6 号</u>に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p>	<p>第 37 条の 14 第 5 項第 2 号<u>及び第 4 号</u>に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。</p>
<p>2 (現行どおり)</p>	<p>2 (省略)</p>
<p>第 2 条 (非課税口座開設届出書等の提出等)</p>	<p>第 2 条 (非課税口座開設届出書等の提出等)</p>
<p>1 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 10 項及び第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当社に対して<u>租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 24 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号 (お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)</u>を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設</p>	<p>1 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める日までに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 10 項及び第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」及び「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」)を提出 (<u>当該届出書に記載すべき事項の提供を含みます。以下、非課税口座に関連する届出書、依頼書等について租税特別措置法及び関連政省令に同様の定めがある場合において同じ。)</u>するとともに、当社に対して<u>同法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号 (お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)</u>を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p>

(新)	(旧)
<p>しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間で当社が定める期間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。</p>	<p>ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は<u>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定</u>を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間で当社が定める期間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の<u>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定</u>に上場株式等の受入れが行なわれていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。</p>
2 (現行どおり)	2 (省略)
3 (現行どおり)	3 (省略)
<p>4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>①1月1日から9月30日までの間で当社が定める期間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の特定累積投資勘定が設けられていたとき</p> <p>②10月1日から12月31日までの間で<u>当社が定める期間</u>に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定が設けられることとなって</p>	<p>4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>①1月1日から9月30日までの間で当社が定める期間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の<u>非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定</u>が設けられていたとき</p> <p>②10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の<u>非</u></p>

(新)	(旧)
<p data-bbox="240 322 352 353">いたとき</p> <p data-bbox="132 465 775 1122">5 お客様が当社の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間で当社が定める期間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p data-bbox="132 1279 775 1599">6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p data-bbox="132 1711 647 1742">第2条の2（非課税口座の開設について）</p> <p data-bbox="132 1760 775 1984">1 当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客様</p>	<p data-bbox="922 322 1461 450"><u>課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定</u>が設けられることとなっていたとき</p> <p data-bbox="815 465 1461 1263">5 お客様が当社の非課税口座に設けられるべき<u>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定</u>又は特定非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該<u>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定</u>又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間で当社が定める期間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の<u>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定</u>又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。</p> <p data-bbox="815 1279 1461 1644">6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る<u>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定</u>又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該<u>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定</u>又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。</p> <p data-bbox="815 1711 1326 1742">第2条の2（非課税口座の開設について）</p> <p data-bbox="868 1760 1461 1984">当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に<u>累積投資勘定又は特定累積投資勘定</u>を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署長から当社にお客様の非課</p>

(新)	(旧)
<p>の非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等についての制限を行うことがあります。</p>	<p>税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。ただし、当社がお客様から「非課税口座開設届出書（簡易開設）」の提出を受けた場合には、<u>上述の注文等についての制限を行いません。</u></p>
<p>2 <u>2028年1月1日以後、当社がお客様から「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」の提出を受けた場合、当社は、所轄税務署から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供を受けた日に特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、所轄税務署から当社にお客様の特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額の提供があった日まで、お客様からの上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(削除)</p>	<p>第3条（非課税管理勘定の設定）</p> <p>1 <u>非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</u></p>

(新)	(旧)
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>2</u> 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。</p> <p><u>第3条の2（累積投資勘定の設定）</u></p> <p><u>1</u> 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2042年までの各年（非課税管理勘定又は特定累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</p> <p><u>2</u> 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の</p>

(新)	(旧)
<p>第3条（特定累積投資勘定の設定）</p> <p>1 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は2024年以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。</p> <p>2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。</p> <p>第3条の2（特定非課税管理勘定の設定）</p> <p>非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記</p>	<p><u>設定ができる旨等の提供があつた日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。</u></p> <p>第3条の3（特定累積投資勘定の設定）</p> <p>1 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2024年から2028年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</p> <p>2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。</p> <p>第3条の4（特定非課税管理勘定の設定）</p> <p>非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記</p>

(新)	(旧)
<p>録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は第3条の特定累積投資勘定と同時に設けられます。</p>	<p>録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は第3条の<u>3</u>の特定累積投資勘定と同時に設けられます。</p>
<p>第4条 (特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定における処理)</p>	<p>第4条 (<u>非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定</u>における処理)</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>1</u> <u>非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>2</u> <u>非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。</u></p>
<p>特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において処理いたします。</p>	<p><u>3</u> <u>特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において処理いたします。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>第5条 (非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)</u> <u>当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等 (当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます) のみを受け入れます。</u></p>

(新)	(旧)
	<p>①次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が120万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額を）を超えないもの</p> <p>イ <u>非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの</u></p> <p>ロ <u>他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された未成年者口座（租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。以下同じ。）に設けられた未成年者非課税管理勘定（同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じ。）をいいます。以下、この条において同じ。）から租税特</u></p>

(新)	(旧)
<p>第5条（<u>特定</u>累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>当社は、お客様の非課税口座に設けられた<u>特定</u>累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。）のみを受け入れます。</p> <p>①第3条の3第2項に基づき<u>特定</u>累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価</p>	<p><u>別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）</u></p> <p>②<u>租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</u></p> <p>③<u>租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等</u></p> <p>第5条の2（<u>累積</u>投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>当社は、お客様の非課税口座に設けられた<u>累積</u>投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの（以下、「<u>累積投資上場株式等</u>」といいます。）に限ります。）のみを受け入れます。</p> <p>①第3条の2第2項に基づき<u>累積</u>投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価</p>

(新)	(旧)
<p>の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が <u>120 万円</u> を超えないもの（当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が <u>1,800 万円</u> を超えることとなるときにおける当該上場株式等を除く。）</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>② <u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 29 項</u> において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する上場株式等</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>	<p>の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が <u>40 万円</u> を超えないもの</p> <p>② <u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 23 項</u> により読み替えて準用する同条第 10 項第 1 号の規定に基づき、他年分特定累積投資勘定（当該累積投資勘定を設けた口座に係る他の年分の特定累積投資勘定をいいます。）から当該他年分特定累積投資勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過した日に、同日に設けられる累積投資勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③ <u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 24 項</u> において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する上場株式等</p> <p><u>第 5 条の 3（特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</u></p> <p><u>当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる累積投資上場株式等のみを受け入れます。</u></p> <p>① <u>第 3 条の 3 第 2 項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月</u></p>

(新)	(旧)
<p>第5条の2（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>1 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限ります。）のみを受け入れます。</p> <p>①特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に<u>当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはそ</u></p>	<p><u>31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が20万円（第5条の3第1項第2号に掲げる上場株式等がある場合であって、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額から120万円を控除した金額が0を超えるときは、当該超える部分の金額を控除した金額）を超えないもの</u></p> <p>②<u>租税特別措置法施行令第25条の13第28項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する上場株式等</u></p> <p>第5条の4（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）</p> <p>1 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（「<u>当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限ります。</u>」）のみを受け入れます。</p> <p>①<u>次に掲げる上場株式等で、第3条の3に基づき特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、口の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が102万円（②に掲げる上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</u></p> <p>イ <u>特定非課税管理勘定が設けられた日から</u></p>

(新)	(旧)
<p>の払い込んだ金額をいいます。)の合計額が240万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。)</p> <p>イ <u>当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額(特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。)の合計額が1,200万円を超える場合</u></p> <p>ロ <u>当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>	<p>同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの</p> <p>ロ <u>当該特定非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定、特定非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定若しくは租税特別措置法第37条の14の2第5項第4号に規定する継続管理勘定から租税特別措置法第25条の13第29項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)</u></p> <p>②<u>租税特別措置法施行令第25条の13第30項により読み替えて準用する同条第29項各号(同項第1号、第3号及び第4号に係る部分に限る。)の規定に基づき、他年分非課税管理勘定(特定非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された未成年者口座に設けられた未成年者非課税管理勘定若しくは継続管理勘定をいいます。)から、当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年が経過した日(当該他年分非課税管理勘定が継続管理勘定である場合には、お客様がその年1月1日において18歳である年の前</u></p>

(新)	(旧)
<p>②租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する同条第 12 項各号に規定する上場株式等</p> <p>2 特定非課税管理勘定には、<u>次の各号に定める上場株式等</u>を受け入れることができません。</p> <p>①その上場株式等が上場されている金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの</p> <p>②公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 14 項に規定する投資口又は特定受益証券発行信託の受益権で、同法第 4 条第 1 項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第 67 条第 1 項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）又は信託法第 3 条第 1 号に規定する信託契約において法人税法第 61 条の 5 第 1 項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（租税特別措置法第 25 条の 13 第 15 項第 2 号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの</p> <p>③公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）に租税特別措置法施行令</p>	<p><u>年 12 月 31 日の翌日）に移管がされる上場株式等</u></p> <p>③租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する同条第 12 項各号に規定する上場株式等</p> <p>2 特定非課税管理勘定には、<u>お客様の区分に応じそれぞれ次の①又は②及び③に定める上場株式等</u>を受け入れることができません。</p> <p>① <u>②以外のお客様</u></p> <p><u>第 1 項第 1 号イに掲げる上場株式等で次のいずれかに該当するもの</u></p> <p>イ <u>特定非課税管理勘定に当該上場株式等を受け入れようとする日以前 6 カ月以内にその者の特定累積投資勘定において上場株式等を受け入れていない場合に取得をしたもの</u></p> <p>ロ <u>その上場株式等が上場されている金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの</u></p> <p>ハ <u>公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 14 項に規定する投資口又は特定受益証券発行信託の受益権で、同法第 4 条第 1 項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第 67 条第 1 項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）又は信託法第 3 条第 1 号に規定する信託契約において法</u></p>

(新)	(旧)
<p><u>第 25 条の 13 第 15 項第 1 号及び第 3 号の定めがあるもの以外のもの</u></p>	<p>人税法第 61 条の 5 第 1 項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（租税特別措置法第 25 条の 13 第 15 項第 2 号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの</p> <p>②お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 25 項第 4 号ロに規定する特定個人（次に掲げるいずれかの要件を満たすお客様をいいます。）に該当する場合に、当社に対して「特定累積投資上場株式等受入選択不適用届出書」の提出をしたお客様（不適用届出書の提出をされた後に、当社に対して「特定累積投資上場株式等受入選択申出書」を提出されたお客様を除きます。）第 1 項第 1 号イに掲げる上場株式等のうち、株式（投資口及び①ロに掲げる上場株式等に該当するものを除きます。）以外のもの</p> <p>③第 1 項第 1 号ロ又は第 2 号の移管により受入れをしようとする上場株式等のうち、同条第 2 項第 1 号ロ及びハに掲げる上場株式等に該当するもの</p>
<p>第 6 条(譲渡の方法) <u>(削除)</u></p>	<p>第 6 条（譲渡の方法）</p> <p><u>1 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は第 37 条の 11 第 4</u></p>

(新)	(旧)
<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する单元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p>第7条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）</p> <p>1 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、<u>特定累積投資勘定</u>からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25</p>	<p><u>項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</u></p> <p>2 <u>累積投資勘定</u>において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法並びに租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p>3 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する单元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。</p> <p>第7条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）</p> <p>1 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、<u>非課税管理勘定</u>からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、<u>第5条第1号ロ及び第2号に規</u></p>

(新)	(旧)
<p>条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で<u>特定累積投資勘定</u>に受け入れなかったものであって、<u>特定累積投資勘定</u>に受け入れた後直ちに当該<u>特定累積投資勘定</u>が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含まず。)には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p>	<p>定する移管に係るもの、<u>租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号</u>に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で<u>非課税管理勘定</u>に受け入れなかったものであって、<u>非課税管理勘定</u>に受け入れた後直ちに当該<u>非課税管理勘定</u>が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含まず。)には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p>
<p>2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、<u>特定非課税管理勘定</u>からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する<u>租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号</u>に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で<u>特定非課税管理勘定</u>に受け入れなかったものであって、<u>特定非課税管理勘定</u>に受け入れた後直ちに当該<u>特定非課税管理勘定</u>が設けられた非課</p>	<p>2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、<u>累積投資勘定</u>からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第24項において準用する<u>同条第12項第1号、第4号及び第11号</u>に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で<u>累積投資勘定</u>に受け入れなかったものであって、<u>累積投資勘定</u>に受け入れた後直ちに当該<u>累積投資勘定</u>が設けられた非課税口座から</p>

(新)	(旧)
<p>税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みません。)による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>	<p>他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みません。)による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</p> <p>3 <u>租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第28項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)</u>があった場合(同項第1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったものであって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みません。)による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、<u>当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に</u></p>

(新)	(旧)
<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>第 8 条 (特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から特定口座への払出しについて)</p>	<p><u>規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</u></p> <p>4 <u>租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、第 5 条の 3 第 1 項第 1 号ロ及び第 2 号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。</u></p> <p>第 8 条 (非課税管理勘定終了時の取扱い)</p> <p>1 <u>本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管</u></p>

(新)	(旧)
<p>お客様が特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定で保有する上場株式等を特定口座に移管しようとする場合には、当該移管しようとする上場株式等と同一銘柄については、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から全て移管先の特定口座に移管する必要があります。</p>	<p>理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします（第2条第6項又は租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。</p> <p>2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>①お客様から非課税管理勘定の終了する年の当社が定める日までに当社に対して第5条第1項第2号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合 非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定又は特定非課税管理勘定への移管</p> <p>②お客様から非課税管理勘定の終了する年の当社が定める日までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>③前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p>
<p>(削除)</p>	<p>第8条の2（累積投資勘定終了時の取扱い）</p> <p>1 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします（第2条第6項又は租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した累積投資勘定を除きます。）。</p> <p>2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p>

(新)	(旧)
(削除)	<p>① <u>お客様から累積投資勘定の終了する年の当社が定める日までに当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合</u> <u>一般口座への移管</u></p> <p>② <u>前号に掲げる場合以外の場合</u> <u>特定口座への移管</u></p> <p>第 8 条の 3 (特定累積投資勘定終了時の取扱い)</p> <p>1 <u>本約款に基づき非課税口座に設定した特定累積投資勘定は当該特定累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 5 年を経過する日に終了いたします (第 2 条第 6 項又は租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 3 項の規定により廃止した特定累積投資勘定を除きます。)</u></p> <p>2 <u>前項の終了時点で、特定累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</u></p> <p>① <u>お客様から特定累積投資勘定の終了する年の当社が定める日までに当社に対して第 5 条の 2 第 1 項第 2 号の移管を行う旨その他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合</u> <u>非課税口座に新たに設けられる累積投資勘定への移管</u></p> <p>② <u>お客様から特定累積投資勘定の終了する年の当社が定める日までに当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 26 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合</u></p>

(新)	(旧)
<p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p>第9条(特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</p> <p>1 当社は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び</p>	<p style="text-align: center;"><u>一般口座への移管</u></p> <p style="text-align: center;"><u>③前各号に掲げる場合以外の場合</u></p> <p style="text-align: center;"><u>特定口座への移管</u></p> <p>第8条の4(特定非課税管理勘定終了時の取扱い)</p> <p>1 <u>本約款に基づき非課税口座に設定した特定非課税管理勘定は当該特定非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項又は租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した特定非課税管理勘定を除きます。)</u></p> <p>2 <u>前項の終了時点で、特定非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>①お客様から非課税管理勘定の終了する年の当社が定める日までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第26項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合</u></p> <p style="text-align: center;"><u>一般口座への移管</u></p> <p style="text-align: center;"><u>②前号に掲げる場合以外の場合</u></p> <p style="text-align: center;"><u>特定口座への移管</u></p> <p>第9条(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</p> <p>1 当社は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び</p>

(新)	(旧)
<p>住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に<u>特定累積投資勘定</u>を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「<u>確認期間</u>」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「<u>非課税口座異動届出書</u>」の提出を受けた場合及び「<u>(非課税口座) 継続適用届出書</u>」の提出をしたお客様から、<u>出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。</u></p> <p>①当社がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は署名用電子証明書等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合（第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る<u>特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定</u>に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「<u>非課税口座異動届出書</u>」の提出を</p>	<p>住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に<u>累積投資勘定</u>を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。）から1年を経過する日までの間（以下「<u>確認期間</u>」といいます。）に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「<u>非課税口座異動届出書</u>」の提出を受けた場合を除きます。</p> <p>①当社がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の12第4項に規定する住所等確認書類の提示又はお客様の<u>租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号</u>に規定する<u>特定署名用電子証明書</u>等の送信を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類又は<u>特定署名用電子証明書</u>等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名及び住所</p> <p>② (省略)</p> <p>2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合（第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る<u>累積投資勘定</u>に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「<u>非課税口座異動届出書</u>」の提出を受けた場合には、その該当す</p>

(新)	(旧)
<p>受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p>	<p>ることとなった日以後は、この限りではありません。</p> <p><u>第 10 条（非課税管理勘定、累積投資勘定と特定累積投資勘定（特定非課税管理勘定）の変更手続き）</u></p> <p><u>1</u> お客様が、当社に開設した非課税口座にその年の翌年以後に設けられることとなっている勘定の種類を変更しようとする場合には、勘定の種類を変更する年の前年中に、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。</p> <p><u>2</u> お客様が、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、その年の当社が定める日までに、当社に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります。</p> <p><u>3</u> 2024 年 1 月 1 日以後、お客様が当社に開設した非課税口座（当該口座に 2023 年分の非課税管理勘定が設定されている場合に限り。）に累積投資勘定を設定することを希望する場合には、当社に対して「非課税口座異動届出書」を提出していただく必要があります。</p>
<p>第 10 条(非課税口座取引である旨の明示)</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>第 11 条（非課税口座取引である旨の明示）</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 (省略)</p>
<p>第 11 条(契約の解除)</p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合「<u>(非課税口座) 継続適用届出書</u>」を提出</p>	<p>第 12 条（契約の解除）</p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。</p> <p>① (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合</p>

(新)	(旧)
<p>した場合を除く)</p> <p>租税特別措置法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (出国日)</p> <p>④ (現行どおり)</p> <p>⑤ (現行どおり)</p> <p>第 12 条(合意管轄)</p> <p>この約款に関するお客様と当社との間の訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。</p> <p>第 13 条(約款の変更)</p> <p>この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</p>	<p>租税特別措置法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日</p> <p>出国日</p> <p>④ (省略)</p> <p>⑤ (省略)</p> <p>第 13 条 (合意管轄)</p> <p>この約款に関するお客様と当社との間の訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。</p> <p>第 14 条 (約款の変更)</p> <p>この約款は、法令諸規則の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</p>
未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款	
<p>第 1 条 (約款の趣旨)</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 お客様と当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、<u>当社</u>の「取引約款・規定集」その他の当社が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。</p> <p>第 2 条 (未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p>	<p>第 1 条 (約款の趣旨)</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 お客様と当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、取引約款・規定集その他の当社が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。</p> <p>第 2 条 (未成年者口座開設届出書等の提出)</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 (省略)</p>

(新)	(旧)
<p>3 (現行どおり)</p> <p>4 お客様がその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日又は<u>2023年12月31日</u>のいずれか早い日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合又は租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。)による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。)が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。</p>	<p>3 (省略)</p> <p>4 お客様がその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日又は<u>2024年1月1日</u>のいずれか早い日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合又は租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。)による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。)が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。</p>
<p>5 (現行どおり)</p> <p>第3条(非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)</p> <p>1 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第15条から第17条、第19条及び第25条第1項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。)につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2016年から2023年までの各年(お</p>	<p>5 (省略)</p> <p>第3条(非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)</p> <p>1 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項各号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第14条から第16条、第18条及び第24条第1項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。)につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2016年から2023年までの各年(お</p>

(新)	(旧)
<p>お客様がその年の1月1日において18歳未満である年及び出生した日の属する年に限りま す。)の1月1日に設けられます。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p>	<p>お客様がその年の1月1日において18歳未満である年及び出生した日の属する年に限りま す。)の1月1日に設けられます。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p>
<p>第5条(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>1 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>②租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下「5年経過日」といいます。)の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5年経過日の属する年の当社が定める期間までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>2 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>②租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けら</p>	<p>第5条(未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)</p> <p>1 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。</p> <p>① (省略)</p> <p>②租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下「5年経過日」といいます。)の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5年経過日の属する年の当社が定める日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)</p> <p>③ (省略)</p> <p>2 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。</p> <p>① (省略)</p> <p>②租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けら</p>

(新)	(旧)
<p>れた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③ (現行どおり)</p>	<p>れた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5年経過日の属する年の当社が定める日までに「<u>未成年者口座内上場株式等移管依頼書</u>」を提出してください。)</p> <p>③ (省略)</p>
<p>第8条 (非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)</p> <p>非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>②当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第17条第2号において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限ります。)又は贈与をしないこと</p> <p>イ (現行どおり)</p> <p>ロ (現行どおり)</p> <p>ハ (現行どおり)</p> <p>ニ (現行どおり)</p> <p>ホ (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p>	<p>第8条 (非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)</p> <p>非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。</p> <p>① (省略)</p> <p>②当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第16条第2号において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限ります。)又は贈与をしないこと</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ (省略)</p> <p>ハ (省略)</p> <p>ニ (省略)</p> <p>ホ (省略)</p> <p>③ (省略)</p>
<p>第11条 (継続管理勘定等への移管)</p> <p><u>非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘</u></p>	<p>(新設)</p>

(新)	(旧)
<p><u>定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。</u></p> <p>第 12 条 (出国時の取扱い)</p> <p>1 お客様が、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 4 号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>第 13 条(課税未成年者口座の設定) (現行どおり)</p> <p>第 14 条(課税管理勘定における処理) 課税未成年者口座における上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 11 第 2 項に規定する上場株式等をいいます。以下第 15 条から第 17 条及び第 19 条において同じ。）の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は金銭その他の資産の預入れ若しくは預託は、同法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託がされる上場株式等又は預入れ若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）に</p>	<p>第 11 条 (出国時の取扱い)</p> <p>1 お客様が、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 2 号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。</p> <p>2 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>第 12 条 (課税未成年者口座の設定) (省略)</p> <p>第 13 条 (課税管理勘定における処理) 課税未成年者口座における上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 11 第 2 項に規定する上場株式等をいいます。以下第 14 条から第 16 条及び第 18 条において同じ。）の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は金銭その他の資産の預入れ若しくは預託は、同法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託がされる上場株式等又は預入れ若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）に</p>

(新)	(旧)
<p>において処理いたします。</p> <p>第 <u>15</u> 条(譲渡の方法) (現行どおり)</p> <p>第 <u>16</u> 条(課税管理勘定での管理) (現行どおり)</p> <p>第 <u>17</u> 条(課税管理勘定の金銭等の管理) (現行どおり)</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>②当該上場株式等の第 <u>15</u> 条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限ります。)又は贈与をしないこと</p> <p>イ (現行どおり)</p> <p>ロ (現行どおり)</p> <p>ハ (現行どおり)</p> <p>ニ (現行どおり)</p> <p>ホ (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>第 <u>18</u> 条(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止) 第 <u>16</u> 条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>第 <u>19</u> 条(重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場</p>	<p>において処理いたします。</p> <p>第 <u>14</u> 条(譲渡の方法) (省略)</p> <p>第 <u>15</u> 条(課税管理勘定での管理) (省略)</p> <p>第 <u>16</u> 条(課税管理勘定の金銭等の管理) (省略)</p> <p>① (省略)</p> <p>②当該上場株式等の第 <u>14</u> 条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の営業所を経由して行われないものに限ります。)又は贈与をしないこと</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ (省略)</p> <p>ハ (省略)</p> <p>ニ (省略)</p> <p>ホ (省略)</p> <p>③ (省略)</p> <p>第 <u>17</u> 条(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止) 第 <u>15</u> 条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。</p> <p>第 <u>18</u> 条(重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場</p>

(新)	(旧)
合)	合)
1 (現行どおり)	1 (省略)
2 (現行どおり)	2 (省略)
第 20 条 (出国時の取扱い) お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第 3 章 (第 15 条及び第 19 条を除く) の適用があるものとして取り扱います。	第 19 条 (出国時の取扱い) お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第 3 章 (第 14 条及び第 18 条を除く) の適用があるものとして取り扱います。
第 21 条 (課税未成年者口座への入出金処理)	第 20 条 (課税未成年者口座への入出金処理)
1 (現行どおり)	1 (省略)
2 (現行どおり)	2 (省略)
3 (現行どおり)	3 (省略)
4 (現行どおり)	4 (省略)
5 (現行どおり)	5 (省略)
6 (現行どおり)	6 (省略)
第 22 条 (代理人による取引の届出)	第 21 条 (代理人による取引の届出)
1 (現行どおり)	1 (省略)
2 (現行どおり)	2 (省略)
3 お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が <u>成年</u> に達した後も当該法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。	3 お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行っている場合において、お客様が <u>18 歳</u> に達した後も当該法定代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っていただく必要があります。
4 (現行どおり)	4 (省略)
5 お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が <u>成年</u> に達した後も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っ	5 お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座において取引を行っている場合において、お客様が <u>18 歳</u> に達した後も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を継続しようとする場合には、あらかじめ当社に対して、その旨の届出を行っ

(新)	(旧)
<p>ていただく必要があります。</p> <p>第 <u>23</u> 条(法定代理人の変更) (現行どおり)</p> <p>第 <u>24</u> 条(取引残高の通知) (現行どおり)</p> <p>第 <u>25</u> 条(未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示)</p> <p>1 お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等（未成年者口座への受入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第14条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。）、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。</p> <p>ただし、アセット・アクセル契約に基づく買付の場合、当年の<u>N I S A</u>余裕額（未利用金額）があれば優先的に利用します。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第 <u>26</u> 条(基準年以降の手続き等) (現行どおり)</p> <p>第 <u>27</u> 条(非課税口座のみなし開設)</p> <p>1 <u>2024年以後</u>の各年（その年1月1日において</p>	<p>行っていただく必要があります。</p> <p>第 <u>22</u> 条（法定代理人の変更） (省略)</p> <p>第 <u>23</u> 条（取引残高の通知） (省略)</p> <p>第 <u>24</u> 条（未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示）</p> <p>1 お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等（未成年者口座への受入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第13条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。）、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。</p> <p>ただし、アセット・アクセル契約に基づく買付の場合、当年の<u>非課税</u>余裕額（未利用金額）があれば優先的に利用します。</p> <p>2 (省略)</p> <p>第 <u>25</u> 条（基準年以降の手続き等） (省略)</p> <p>第 <u>26</u> 条（非課税口座のみなし開設）</p> <p>1 <u>2017年から2028年までの各年</u>（その年1月1</p>

(新)	(旧)
<p>お客様が18歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2 前項の場合には、お客様がその年1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で特定非課税累積投資契約(同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。)が締結されたものとみなします。</p> <p>第28条(本契約の解除)</p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>① (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>④お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客様が出国の日の前日までに第12条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。)租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p>	<p>日においてお客様が18歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。</p> <p>2 前項の場合には、お客様がその年1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で<u>非課税上場株式等管理契約(同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)</u>又は特定非課税累積投資契約(同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。)が締結されたものとみなします。</p> <p>第27条(本契約の解除)</p> <p>次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。</p> <p>① (省略)</p> <p>② (省略)</p> <p>③ (省略)</p> <p>④お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客様が出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。)租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)</p>

(新)	(旧)
<p>⑤お客様が出国の日の前日までに第12条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日の翌日</p> <p>⑥ (現行どおり)</p> <p>⑦ (現行どおり)</p> <p>第29条(合意管轄) (現行どおり)</p> <p>第30条(約款の変更) この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</p>	<p>⑤お客様が出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日の翌日</p> <p>⑥ (省略)</p> <p>⑦ (省略)</p> <p>第28条 (合意管轄) (省略)</p> <p>第29条 (約款の変更) この約款は、法令諸規則の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。</p>

以上